## ときがわ町文化財保護審議委員会会議録

会議の名称	平成26年度第3回ときがわ町文化財保護審議委員会
主な議題	文化財収蔵施設等について
	旧慈光寺跡について
	平成26年度事業報告
開催日時	平成27年3月17日(火) 午後1時30分~午後2時50分
開催場所	都幾川公民館 2階会議室
会議録の公開(非	全部公開
公開・一部非公	
開)とその理由	
出席委員	岩田泰治委員長、小島洋子副委員長、吉野優子委員、野中仁委員、小林幸枝委員、
	山本冨士雄委員、濱島文明委員
事務局	舩戸裕行教育長、石川安司生涯学習課長、森村恵美子生涯学習課主任、杉田和也生
	涯学習課主事

## 【審議等内容又は概要】

1 開会

森村生涯学習課主任

2 あいさつ

岩田委員長

舩戸教育長

3 協議事項

規則第5条第1項に基づき、委員長が議長となる。

(1) 文化財収蔵施設等について

資料1により、事務局から説明を行う。

- 【議 長】 説明について、意見、質問等があればお願いしたい。
- 【委員】 現在の施設の大きさはどれくらいで、郷土資料室と文化財整理室ではどちらが大きいのか?
- 【事務局】 郷土資料室の方が大きく、教室を2つ合わせたくらいの広さで3階建である。1階は他課 との共有スペースに、2階から3階を文化財の収蔵に使用している。
- 【委 員】 一つの施設に統一した方が良いと思うが、既存で適当な施設はあるのか?
- 【事務局】 文化財の収蔵方法により施設が変わってくる。今回は具体的に施設を決定するというよりは、今後どのように文化財を収蔵していき、また、その結果を受けてどのような施設が適切であるのかご協議いただきたい。現時点では、文化財収蔵用の施設として具体的に提示できる建物はない。
- 【委員】 まずは、現在保管されている資料の量と種別を調べてみたほうがよい。全てを同じように 保管する必要はない。例えば、文書類は収蔵施設に、それ以外は空き教室でも良いかもしれ

ない。

- 【議 長】 一つの施設にまとめて、公開していけることが一番良いと思うが、民具は小学校へ授業用として貸し出し、保管してもらってはどうか?
- 【委員】 民具は使いながら保管していくという方法も必要である。ただし、修理ができないが。資料として保管すると収蔵したままになってしまう。
- 【委 員】 民具を展示するのであれば、高齢者が集まる場所にも展示してほしい。昔を思い出し会話 をするきっかけになる。
- 【委員】 旧玉川工業高等学校跡地を福祉施設と文化財収蔵施設として複合的に使用してはどうか? 単独で使用するには費用がかかりすぎるが、複合施設なら可能になるのではないか?
- 【事務局】 旧玉川工業高等学校跡地については、教育委員会のみで判断できるものではない。次回の 会議までに施設候補を提示する。
- 【委員】 郷土資料室は雨漏りする。雨漏り対策を早急にお願いしたい。特に台風の時が心配である。
- 【事務局】 雨漏りは1階の共有スペース部分のみであり、現在のところ資料の保管場所は大丈夫である。
- 【教育長】 先程、郷土資料室の大きさが教室2つ分くらいと説明したが、もっと広い。今年度は委員 改選があったため、郷土資料室、文化財整理室の両施設を見たことがない委員の方もいらっ しゃるのではないか。次回の会議の際に施設の視察を入れ、現状を把握してもらってはどう か。

【事務局】 次回、視察を実施する。

【議長】 大きな問題も色々あると思うので、今後も検討しながら進めていければと思う。

(2) 旧慈光寺跡について

資料2により、事務局から説明する。

- 【事務局】 昭和51年に埼玉県選定重要遺跡となっている。今後の方向性として、県選定から県指定を 目指していくのか、指定する場合は範囲が広いのでどのように指定していくのかご意見を伺 いたい。
- 【事務局】 範囲内 150 ヘクタールの約7割が国有林であるが、その中に分収林がありその伐期が平成 35 年頃に迫っている。木を切るための作業道を作るため、分収林に伴う開発が行われる。範 囲内の中心部分の僧坊が該当してくる。すでに一部伐採が始まっているが、県と協議して僧 坊にはかからないように注意している。
- 【委員】 指定にすると開発は防げるのか?
- 【事務局】 県指定になると事前協議が入るので、ある程度開発を排除できる。ただし、補償問題が出てくるので、買い上げをしなければならなくなることも考えられる。範囲の広さと県の財政状況を考えると県が買い上げるのは厳しい。また、買い上げると管理の問題が出てくる。
- 【委員】 この状態で10年、20年いくのはよくないと思う。方向性として、まずは町の指定にしてはどうか。問題は指定の範囲と所有者の同意であり難しいかもしれないが、町の指定になっていると県、国の指定がしやすくなる。町の指定になれば事前の協議も必要になってくるのではないか。

【事務局】 現在県選定のため県指定に準じるので、事前協議は必要となっている。

【委員】 僧坊の平場部分は底地が浅いと思われるので、作業道でも壊れてしまうのではないか。法

面も破壊されてしまうと何の意味もなくなってしまう。

【事務局】 指定の範囲については、現在生活で使用している部分を除いて指定することが多い。

【事務局】 今後作業道を作るときや伐りだしなどが行われる際に、しっかりと根拠を持って届出や事 前協議をやってもらうようにしていきたいと考えている。

【議 長】 慈光寺には国宝があり、埼玉県のみならず国にとっても重要である。それを守っていくのが我々の使命であり、そのために僧坊跡を指定にするなど対策を打っていく必要がある。このことについては、皆さんも同じ考えだと思う。

【事務局】 指定にした場合、その後の管理を考えると適正な範囲の指定が重要となってくる。全体だと、国や県指定の歴史公園くらいの規模である。町指定では、範囲の中心部分が主な指定範囲になると考えている。その辺りを念頭に置いておいていただきたい。

【事務局】 今回、収蔵施設や旧慈光寺跡についてある程度方向性が出せたが、他にも大築城跡の町指定の件もあり、全てを同時に進行していくのは難しい。次回は何から取り組むべきか優先順位を検討していきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

(3) その他

協議事項なし

- 4 報告事項
- (1) 平成26年度事業報告について 資料3により、事務局から平成26年度に実施した主な文化財保護事業の実績報告をする。
- 5 閉会

森村生涯学習課主任

その他審議会等

配布資料(PDF形式)

の長が必要と認

\*\*\*\*\*

・次第

めた事項

・資料 No. 1 文化財公開施設の計画に関する指針

·資料 No. 2 慈光寺僧坊跡群現況図

・資料 No. 3 平成 2 6 年度主な文化財保護事業

上記内容について、相違ないことを証します。